

### 第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

介護保険事業の円滑な運営を図るため、次のとおり介護保険事業を推進していきます。

#### 1 介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、介護保険料等について、広報・市公式ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成など、様々な機会と手段を通して、広く市民に周知を行い、市民が理解を深めることができるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けるために、介護保険サービスや配食・見守りなどの介護予防・生活支援サービス等を適切に利用することができるよう、積極的な情報発信に努めます。

#### 2 介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、提供されるサービスの質の向上を図ります。

#### 3 地域支援事業の確保

高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、多様な主体による介護予防・生活支援サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。

#### 4 適正な介護認定の推進

公平・公正な要支援・要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の体制強化や資質向上を図るとともに、介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。

#### 5 保険者機能の強化

市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業のサービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行います。

## 6 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の是正を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付の適切な提供を継続していくための適正化事業を次のとおり実施します。

### ①要介護認定の適正化

#### 【事業概要】

認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しています。

#### ○実施状況

##### 【実績】

2017年度	新規申請件数 573 件	更新申請件数 1,855 件	変更申請件数 193 件	事後点検件数 2,621 件	100% (全数)
2018年度	新規申請件数 597 件	更新申請件数 1,639 件	変更申請件数 177 件	事後点検件数 2,413 件	100% (全数)
2019年度	新規申請件数 503 件	更新申請件数 1,298 件	変更申請件数 165 件	事後点検件数 1,966 件	100% (全数)
2020年度	新規申請件数 536 件	更新申請件数 984 件	変更申請件数 178 件	事後点検件数 1,698 件	100% (全数)

##### 【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

#### 【計 画】

近年、介護認定の申請件数については減少傾向となっていますが、今後、高齢者数の増加等に伴う申請件数の増加が見込まれます。このような状況の中、認定調査票の全件点検の実施、研修等による認定調査員の資質向上に努め、要介護認定調査の平準化を図るなど、要介護認定審査を適正に行っていきます。

### ②ケアプランの点検

#### 【事業概要】

介護支援専門員が作成するケアプランが、マネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともにケアマネジメントの質の向上を図ることを目的に実施しています。

○実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
点検及び面談	8件	10件	10件	14件

【目標】

目標値の内容	2021年度	2022年度	2023年度
点検及び面談	12件	12件	12件

【計 画】

継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成したケアプラン点検支援マニュアル等の活用とあわせて、2020年度からは外部事業者への委託を導入し、ケアプランの点検及び支援を強化します。

③住宅改修・福祉用具購入の点検

【事業概要】

住宅改修については、施工前後の写真等による書面審査のほか、必要に応じて訪問調査による確認を行っています。

福祉用具購入については、支給申請時において介護支援専門員等が作成する理由書を審査の上、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行っています。

○実施状況

【実績】

2017年度	住宅改修 全件数 169件、書面による事前点検 169件、事後点検 169件 訪問による事前点検 71件、事後点検 23件 福祉用具 全件数 127件、理由書確認件数 127件
2018年度	住宅改修 全件数 158件、書面による事前点検 158件、事後点検 158件 訪問による事前点検 136件、事後点検 43件 福祉用具 全件数 154件、理由書確認件数 154件
2019年度	住宅改修 全件数 178件、書面による事前点検 178件、事後点検 178件 訪問による事前点検 158件、事後点検 49件 福祉用具 全件数 123件、理由書確認件数 123件
2020年度	住宅改修 全件数 128件、書面による事前点検 128件、事後点検 128件 訪問による事前点検 124件、事後点検 46件 福祉用具 全件数 136件、理由書確認件数 136件

【目標】

目標値の内容	2021年度	2022年度	2023年度
住宅改修点検	100%	100%	100%
福祉用具購入点検	100%	100%	100%

#### 【計 画】

住宅改修については、施工前後の写真等による提出書類の点検を全件実施します。また、必要に応じて、施工業者ごとの実地点検や作業療法士による訪問調査を実施します。

福祉用具購入については、介護支援専門員等が作成する理由書の点検を全件実施します。また、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行います。

#### ④介護給付費通知

##### 【事業概要】

介護保険給付を受けた高齢者に対して、介護報酬額、介護保険給付額、自己負担額などについて通知することにより、適切なサービス利用の啓発を行うとともに適正な請求や給付につなげます。

##### ○実施状況

###### 【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
給付費通知発送回数	1 回	1 回	1 回

#### 【計 画】

利用したサービスの内容とその費用を利用者自身が確認することにより、給付の適正化を図るため、利用者への通知を行います。

#### ⑤縦覧点検・医療情報突合

##### 【事業概要】

縦覧点検については、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認することにより、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合は、介護報酬の返還を求めています。

医療情報突合については、医療保険における入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。

##### ○実施状況

###### 【実績】

	縦覧点検による返還金	医療情報突合による返還金
2017 年度	136,688 円	0 円
2018 年度	3,531 円	7,263 円
2019 年度	486,229 円	55,566 円
2020 年度	未定	未定

#### 【計 画】

縦覧点検及び医療情報突合について、引き続き国保連合会への委託による効率的かつ正確性の高いチェックを実施します。

## 7 低所得者の負担軽減対策の実施

経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、介護保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。

- 介護給付費準備基金の取崩しにより、全所得段階の第1号被保険者に係る介護保険料の上昇を抑制します。
- 2019年度からの消費税の引き上げに伴い、所得段階が第1段階から第3段階の第1号被保険者に拡大した低所得者保険料軽減を継続して実施します。
- 介護保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。
- 社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。